

院 内 掲 示

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記の通りです。

【入院基本料に関する事項】

療養病棟入院料1（医療区分2、3の割合8割以上）について

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師、准看護師）と8人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間毎の配置は次のとおりです。

≪ 午前9：00～午後5：00 日勤帯 ≫

- ・看護職員1人あたりの受け持ち人数は13人以内です。
- ・看護補助者1人あたりの受け持ち人数は9人以内です。

≪ 午後5：00～午前9：00 夜勤帯 ≫

- ・看護職員1人あたりの受け持ち数は25人以内です。
- ・看護補助者1人あたりの受け持ち数は50人以内です。

また当病棟では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する入院診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししており、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策を実施しています。

【東海北陸厚生局長への届出事項】

以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

○基本診療料

療養病棟療養環境加算1について

長期にわたる療養を行うにつき適した構造設備と、必要な器械・器具が備わっている機能訓練室があり、法定数以上の医師及び看護師等が配置されています。

また、患者様1人当たり病棟面積は24.5㎡、患者様1人当たり病室面積は7.8㎡であります。

認知症ケア加算3について

認知症を有する患者様のケアを行うにつき必要な体制が整備されています。

入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）について

管理栄養士1人が常時勤務し、患者さまの年齢、病状によって適切な栄養管理を行った食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。

入院ベースアップ評価料について

看護職員等の処遇改善を目的とし、職員の安定的な確保と質の高い医療の提供を図るために設けられたものです。今後も、職員が安心して働ける環境づくりに努めるとともに、患者さまに安全で良質な医療を提供できるよう、病院全体で取り組んでまいります。

○特掲診療料

運動器リハビリテーション料（Ⅱ）について

専任の常勤医師（1名以上）及び専従する理学療法士・作業療法士（合わせて2名以上）が器械・器具等によりリハビリ訓練を行っています。治療・訓練を実施する専用の機能訓練室（100㎡以上）があります。

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）について

専任の常勤医師（1名以上）及び専従する理学療法士・作業療法士（いずれか1名以上）が器械・器具等によりリハビリ訓練を行っています。治療・訓練を実施する専用の機能訓練室（100㎡以上）があります。

廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）について

専任の常勤医師（1名以上）及び専従する理学療法士・作業療法士（いずれか1名以上）が器械・器具等によりリハビリ訓練を行っています。治療・訓練を実施する専用の機能訓練室（100㎡以上）があります。

CT及びMRI撮影(4列以上16列未満マルチスライスCT)

当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備を有しています。

○その他

酸素購入単価について

- ・可搬式液化酸素容器（LGC）0.32円/リットル
- ・小型ポンベ（3,000L以下）2.36円/リットル

令和7年4月1日現在